

○ 総務省
経済産業省 告示第一号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）を実施するため、同法第十四条第一項に規定する指定調査機関の指定が同法第十九条第一項の規定により失効したので、次のとおり告示する。

平成十九年一月二十五日

総務大臣 菅 義偉

経済産業大臣 甘利 明

- 一 名称 財団法人日本適合性認定協会
- 二 住所 東京都品川区東五反田一丁目二十二番一号
- 三 指定調査機関が行っていた調査の範囲 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する調査の全部
- 四 指定調査機関が行っていた調査の業務に係る国外適合性評価事業に関し、指定が失効する区分 法第二

条第八項第三号及び第五号の国外適合性評価事業

五 指定年月日 平成十四年一月二十五日

六 失効年月日 平成十九年一月二十五日